

# 新しい時代を担う体力づくり

## 注目されている「NPO」って何？

第17回

行政改革情報ページでは、これまで、本市が抱える財政環境の悪化や、市民の自立したさまざまな活動を展開している現状を踏まえ、市民と行政の新しい関係の形である「参画と協働」について時折お知らせしてきました。

これは、本市の総合計画や行政改革大綱にも示されている大変重要な課題ですが、この中で、「市民」や「自治会」などと並んで「NPO」や「NPO法人」という記述が出てきます。昨今、「NPO」や「NPO法人」は、テレビや新聞、雑誌等でもよく報道されていますが、その歴史や意味を知る機会は少ないと思います。

今月号では、本市のまちづくりにとって重要な位置づけにある「NPO」や「NPO法人」について紹介します。

## 「NPO」の意味と歴史

皆さんは、テレビや新聞、雑誌等で「NPO」という言葉を見聞きしたことがありますか。「NPO」とは、「N」＝Non（非、くでない）、「P」＝Profit（営利、利益を目的とした）、「O」＝Organization（組織、団体）、「Non Profit Organization」の頭文字を表したもので、直訳すると「非営利組織」となりますが、テレビ等では「特定非

営利活動法人」という用語がカッコつきで使われることが多いようです。

「NPO」の歴史は浅く、日本では、1998年に「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）が施行されたから、よく耳にするようになりまし

た。この法律の制定は、阪神・淡路大震災のときに、多くのボランティアの活動によって被災者が助けられたことがきっかけと言われ

ています。法律が整備されたことで、市民が主体となり営利を目的としない活動を行う任意のボランティア団体や市民活動グループ等が、財団法人、社会福祉法人、宗教法人など同じように法人格を持つて活動ができるようになりまし

た。

内閣府によると、本年7月末でのNPO法人の認証件数は2万7千団体を超え、うち兵庫県は982団体で、養父市にも1団体のN

P.O法人があります。

## 「NPO」が注目される理由

人々の価値観が多様化する中で、公平で平等な活動が必要な行政や、利益の追求が中心である企業など、既存の組織だけでは社会のニーズに答えられなくなってきた一方、福祉や環境、まちづくりなど、地域の課題に自発的に取り組む市民の活動が活発になっています。

このような状況から、市民が社会的な活動目的をもった組織を結成し、利潤にとらわれず地域の課題に対応したサービスを提供する「NPO」の活動が注目されています。

## 「NPO」とボランティアの違い

ボランティアは「個人」を、NPOは「組織・団体」を指します。ボランティアは、個人が自発的に社会の役に立ちたいという思いを持って個人の責任の範囲で行う活動で、同じ思いを持った仲間が集まってボランティアグループと

## 養父市第1号のNPO法人 『ハチ高原・氷ノ山自然 体験村』の活動

「ハチ高原・氷ノ山自然体験村」は、養父市で唯一のNPO法人で、主に青少年や障害者、高齢者、その家族を対象とした自然体験活動に関する事業、自然体験活動に関わる指導者の研修に関する事業などを展開しています。

代表者の田淵國光さんは、NPO法人について、次のような利点を挙げておられます。

- ①情報を一般公開することで、事務処理の簡素化ができ、事業に集中できるようになった。
- ②事業の主体が明確になって、基礎がしっかりした将来性のある運営ができるようになった。
- ③指定管理者制度に参入する機会が生まれた。
- ④NPO法人間のネットワークが活用できるようになった。



(写真)ハチ高原・氷ノ山自然体験村主催の「熱気球体験」には、家族連れなど多くの方が参加し、氷ノ山やハチ高原の雄大な景色を楽しみました。

なります。

一方、NPOは、組織として継続的に活動が行われるように社会に対する活動目的を持ち、会則を決めたり代表者を置いたりして、継続的に活動を行う点が大きな特徴となっています。

しかし、このような違いはあっても、市民が主体となつて公益的な活動を行う点は同じで、NPOに運営ボランティアがいたり、ボランティア団体がNPOを組織することもあるなど、両者は大変近い関係にあるとも言えます。

### 「非営利」の意味

「営利」は、団体が得た利益を構成員に分配するという意味があり、株式会社を例にすると、株主への配当がこれにあたります。

一方「非営利」は、利益を得ても構成員に分配せず、必要経費を差し引いて残った利益は、次の活動に充てられます。

しかし、これはNPO法人のスタツプが無報酬ということではありません。よく「非営利＝無報酬」と混同されることが多いようですが、NPO法人でも活動資金を得

るために収益事業等を行うことは可能で、得られた利益を活動に従事したスタッフに賃金として支払うことも可能です。

### 法人化のメリット・デメリット

#### 【メリット】

- 社会的な信用が高まる。
- 契約の主体となれる。
- 寄付金や公的な援助を受けやすい。(法人を対象とした助成金や制度に申請・応募できる)
- 職員を雇用できる。

#### 【デメリット】

- 官公庁への届け出や保険の支払など、管理事務が発生する。
- 情報公開などにより、活動の透明性が求められる。

市役所でも、市民の皆さんから相談があった場合に備えて、NPO等に関する情報の収集、市民活動を支援するNPO法人とのネットワークづくりを進めています。

何か知りたいことや、相談したいことがありますしたら、政策監理部行政改革推進室(☎66217602)にお問い合わせください。